

議 第 6 8 号
令和6年11月18日提出

熊本市指定有形文化財の指定について

「石造仁王像（1対）」を熊本市指定有形文化財に指定したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

熊本市文化財保護条例（昭和42年3月27日条例第19号）第3条第1項の規定及び熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年11月14日教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定に基づき熊本市指定有形文化財に指定するものである。

これがこの議案を提出する理由である。

市指定有形文化財への申請一覧

資料NO	1
指定区分	有形文化財
種別	美術工芸品(彫刻)
名称	石造仁王像(1対)
ふりがな	せきぞうにおうぞう(いつい)
員数	1対(2躰)
所在地	熊本市西区花園4丁目13-1
所有者	宗教法人本妙寺
町指定年月日	なし
備考	熊本地震により倒壊し、一部破損した。指定後、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を用いて復旧予定。

熊本市文化財保護委員会における答申
(文化財の市指定有形文化財新規指定について)

開催日時 令和6年(2024年)10月30日(水)9時00分開催

せきぞうにおうぞう
石造仁王像(1対)

本妙寺参道の^{むなつきがんぎ}胸突雁木の東側、大本堂前の階段左右に並び立つ1対の石造仁王像である。この仁王像は近世に西区島崎で活躍した島崎石工による作品であり、中央区坪井の商人らによって^{こうか}弘化4年(1847年)に本妙寺に奉納されたことが銘文から確認できる。本像最大の特徴は背中に観音像が彫り込まれていることで、島崎石工による仁王像は数例確認されるが、本像の様に背中に観音像を彫り込むものはほかに例が無い。仏を背負うという特徴から、足腰のけがや病気に御利益があるとして履物が奉納されるなど、現在も信仰を集めている。また、多くの仁王像が^{はいぶつきしゃく}廃仏毀釈などのために移設を余儀なくされる中、原位置を保っていることは貴重である。

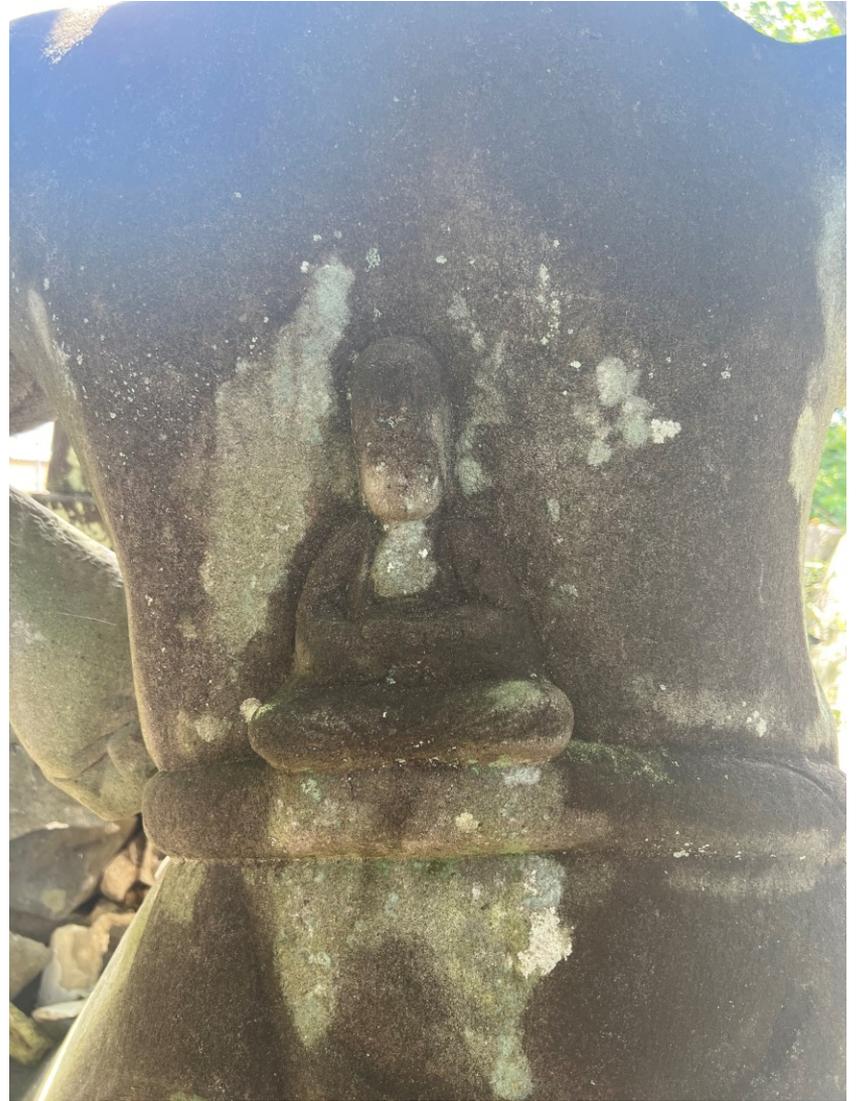
以上のように、石造仁王像は島崎石工による作例で、現在も信仰の対象となっている貴重な文化財であり、熊本市指定有形文化財に指定するのが妥当である。

(諮問概要)

平成28年熊本地震で被害を受けた未指定文化財のうち、後世に残すべき価値のある文化財について、新たに市指定文化財の指定を申請するものである。



吡形像側面



吡形像背中の観音像



石組の倒壊状況
(スリッパは奉納物)



阿形像倒壊状況

石像仁王像(本妙寺参道)

令和6年10月30日

熊本市教育委員会 様

住所 熊本市西区花園4丁目13-1

氏名 宗教法人本妙寺
代表役員 池上 正示

文化財の熊本市指定について（申請）

このことについて、私どもの所有する文化財を熊本市有形文化財(美術工芸品)に指定くださるよう、別添書類を添えて申請します。

令和6年10月30日

熊本市教育委員会 様

住所 熊本市西区花園4丁目13-1

氏名 宗教法人本妙寺
代表役員 池上 正示

私の所有する下記文化財を熊本市文化財保護条例第3条の規定により、熊本市指定有形文化財(美術工芸品)に指定されることに同意します。

記

1 種別

有形文化財 (美術工芸品 彫刻)

2 名称

石造仁王像 (1 対)

分類	有形文化財	種類	美術工芸品（彫刻）
名 称	石造仁王像		
員 数	1 対		
所在地	熊本県熊本市西区花園4丁目13-1		
所有者	住所 熊本県熊本市西区花園4丁目13-1 氏名 宗教法人本妙寺		
管 理 責任者	住所 熊本県熊本市西区花園4丁目13-1 氏名 宗教法人本妙寺		
文書の年代 または時代	弘化4年（1847年）		
指定申請の理由	<p>本妙寺仁王門をくぐり胸突雁木に向かって参道を約300m進んだ位置に数段の石段があり、その両側に鎮座している一対の石造仁王像である。仁王像は安山岩製で阿形像、吽形像共に高さ約2mで、石積みの上に基壇を設け、その上に立っている。</p> <p>本像最大の特徴は背中に観音像が彫り込まれていることである。島崎の石工による仁王像は熊本市内で数例が知られているが、本像の様に背中に観音像が彫り込まれている例はほかにない。仁王の読みは「荷負う」に繋がることから、仁王像は日本中で古くから足腰のけがや病気に対して御利益のあるものと考えられてきた。本像はまさに仏を背負っており、建立以降は県外からも多くの人々が参拝に訪れ、古くは草鞋が、現在ではスリッパなどの履物が奉納されてきた。信仰の証拠として、仁王像の周りには慶応4年（1868年）に新魚屋町米屋から奉納された灯籠、昭和5年（1930年）に奉納された蠟燭立てがあるほか、昭和11年（1936年）に仁王前の階段及び基壇前の植栽区画が造成、昭和63年（1988年）に旗立てが奉納されるなど、多くの信仰の痕跡を確認できる。</p> <p>この仁王像は台座の銘文によると島崎の石工棟梁團次のもと、石工喜十郎と大作によって作られ、弘化4年に熊本壺井の商人らによって奉納されたことや、銘文からは加藤清正を信仰して本妙寺に奉納されたことが見て取れる。また、明治24年（1891年）の小泉八雲の手記（『島根九州だより』）や明治期以降の古写真で現在と同位置にあることが確認でき、奉納当時からの原位置を保っているものと考えられる。市内に現存する仁王像の多くは廃仏毀釈などを通して移設されたものが多く、原位置を保っていることは貴重である。</p> <p>以上のように、本妙寺の石造仁王像は島崎石工の作による貴重な仁王像で、現在も信仰の対象にもなっている貴重な文化財であり熊本市指定文化財に指定すべきと考える。</p>		
その他	平成28年熊本地震によって2 躰ともき損した。特に吽形は首や手足が折れるなどの被害があった。指定後に熊本県被災文化財等復旧復興基金を用いて修復を予定している。		

阿形基壇銘文

最上部基壇正面

報 為

最上部基壇裏面

丹 而 已	聊 表 宿 志 之 寸	安 全 自 家 永 昌	偶 供 祈 國 土	鎮 廟 延 之 四	獻 護 神 隻 基 以	報 其 萬 一 矣 因	每 浴 其 息 沾 欲	雖 無 宿 禱 之 事	豈 不 景 仰 乎 余	者 是 誰 功 哉 夫	知 帝 力 之 安 住
-------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

最上部基壇右側

年 寄	坪 井 町	扶 建 立 地 基 之 議 人	別 家 美 作 榮 作	同 八 右 工 門	同 九 右 工 門	同 英 次	美 作 古 壽	夏 六 月 吉 旦	弘 化 四 丁 未 歲
--------	-------------	--------------------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	------------------	-----------------------	----------------------------

二段目基礎石右側

石 工	棟 梁	島 崎 村	酒 屋	田 代 屋	熊 本 坪 井	本 宅	田 代 屋	熊 本 壺 井
大 作	喜 十 郎	團 次						

吽形基壇銘文

最上段基壇正面

恩 弘

最上段基壇左面

肝 義 膽 實 一 世	入 相 將 而 其 忠	足 靈 贅 所 謂 出	所 概 裁 可 見 何	者 乃 廟 碑 之	國 善 政 乃 美 蹟	之 所 稱 而 其 治	武 勇 傑 者 孫 童	鳴 呼 侯 之 神
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

最上段基壇裏面

至 今 受 其 不	便 宜 腹 陶 然	豐 饒 繁 殖 民 得	邦 城 水 沢 之 利	摩 良 有 以 哉 夫	延 軍 穀 擊 人 肩	不 邦 人 四 方 來	應 歷 々 可 證 啻	照 口 祈 而 得 其	々 恭 々 千 載 長	英 靈 之 所 在 明	之 雄 也 故 其
-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------